

令和 6 年 3 月 21 日 開会

第 764 回 むつ市教育委員会会議

参 考 資 料

議案第 3 号 1 頁

議案第3号

第3次むつ市子ども読書活動推進計画
(案)

令和6年 月

むつ市教育委員会

第3次むつ市子ども読書活動推進計画

一 目 次 一

第1章　　はじめに	1
1　計画策定の趣旨	1
2　現状と課題	1
(1) 家庭における読書活動の推進	1
(2) 図書館における読書活動の推進	1
(3) 学校等における読書活動の推進	2
3　計画の期間	2
第2章　　基本的方針	3
1　子どもの読書環境の整備	3
2　家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進	3
3　子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	3
第3章　　家庭、地域、学校等における読書活動の推進	4
1　家庭における読書活動の推進	4
(1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	4
(2) 現状と課題	4
(3) 市の施策	4
2　市立図書館における読書活動の推進	5
(1) 子どもの読書活動の推進における市立図書館の役割	5
(2) 現状と課題	5
① 図書館資料の整備・充実	6
② 読書活動を推進する取組の充実	6
③ 貸出サービスの充実	7
④ 職員の資質向上	7
⑤ 学校図書館との資源共有化の促進	7
⑥ 学校との連携	7

(3) 市の施策	7
3 読み聞かせ活動グループ等における読書活動の推進	8
(1) 子どもの読書活動の推進における読み聞かせ活動グループ等の役割	8
(2) 市の施策	8
4 学校における読書活動の推進	9
(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割	9
(2) 現状と課題	9
① 図書の整備・充実	1 1
② 学校図書館の機能の整備・充実	1 1
③ 情報化の促進	1 1
④ 司書教諭を中心とした教職員間の協力体制の推進	1 2
⑤ 読書活動の推進	1 2
⑥ 読書指導の充実	1 2
⑦ 家庭・地域との連携による読書活動の推進	1 3
⑧ 市立図書館との連携	1 3
(3) 市の施策	1 3
5 幼稚園・保育園等における読書活動の推進	1 4
(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育園等の役割	1 4
(2) 現状と課題	1 4
(3) 市の施策	1 4
第4章 子どもの読書活動の推進・支援体制の整備	1 5
1 推進・支援体制の整備	1 5
2 普及啓発	1 5
(1) 子ども読書活動啓発事業の推進	1 5
① 「子ども読書の日」を中心とした全市的な啓発事業の推進	1 5
② 各種情報の収集・提供	1 5
③ 保護者への意識啓発・情報発信の充実	1 5
(2) 優良な図書の普及	1 5

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律 ······ 16

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。

国では平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、この法律に基づき、平成14年に「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。また、子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、令和5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにするとされています。

むつ市では、平成19年12月に「むつ市子ども読書活動推進計画」、平成30年4月に「第2次むつ市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

この間、国においては平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画を策定しています。

青森県でも県民全体が子どもの読書活動の重要性を理解し、子どもの発達段階に応じた読書活動ができるよう、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、協力・連携による子どもの読書環境づくりを進めるために、平成16年3月に「青森県子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、平成22年3月に第二次計画、平成27年3月に第三次計画、令和2年2月に第四次計画を策定し、県内市町村に、より一層の子どもの読書活動の推進を促しています。

このため、これらの情勢の変化と本市における課題を踏まえ、新たに「第3次むつ市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

2 現状と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

市立図書館や乳幼児健診の場において、市立図書館と読み聞かせ活動グループが連携して読み聞かせの機会をつくることにより、乳幼児と保護者が絵本を通して温かく楽しく言葉と触れ合うことの重要性を伝え、家庭で子どもと保護者が読書を楽しむきっかけとなるよう働きかけを行っています。

(2) 図書館における読書活動の推進

市立図書館では、児童書の蔵書を増やすなど読書環境の充実を図るために、読み聞かせ活動グループと連携して、児童向けのおはなし会や企画展を実施しているほか、読書内容が児童書から一般書に移行する年代の中学生・高校生のためにティーンズブック等のコーナーを設置するなど、各種事業を実施しています。

しかしながら、児童書の利用冊数や児童・生徒の利用者数が減少傾向にあるため、さらなる取組が必要です。また、令和5年7月6日、「むつ市こどもまんなか宣言」が発表されたことから、関係機関との連携も必要と思われます。

(3) 学校等における読書活動の推進

幼稚園、認定こども園・保育園・小規模保育施設（以下「保育園等」という。）においては、読み聞かせを行い子どもに本の楽しさを伝えるよう努めています。

また、小中学校においては、朝読書など子どもの読書活動の習慣化に努めています。

一方、学校図書館の蔵書冊数の目標である、学校図書館図書標準の達成状況については青森県平均を下回っており、学校図書館の環境整備を図ることが課題となっています。

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、子どもの自由な読書活動や読書指導の場である学校図書館の「読書センター」としての機能と、子どもの学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにして、その理解を深めたりする「学習センター」としての機能、子どもや教職員の情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能が期待されています。

学校図書館の蔵書の更なる充実とともに公立図書館やボランティアの連携などにより、学校図書館の機能の強化をより一層図っていくことが求められます。

また、学校図書館が図書館としての基本的機能を発揮するために、公立図書館において、学校図書館への図書の貸出や調べ学習のための協力に加え、分類、配架、書架の配置、更には蔵書管理、レファレンス・サービスなどについて、総合的な支援と連携を更に進めていくことが求められています。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。

第2章 基本の方針

1 子どもの読書環境の整備

子どもの読書習慣の形成のためには、発達段階に応じた乳幼児期からの読書環境づくりに配慮することが必要です。

家庭、地域、学校等は、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、本と身近に接する機会を増やすことが大切です。

このような観点から、市は、子どもが身近に本に触れられる環境づくりや、読書に親しめる機会の提供に努めています。

2 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組が必要です。

そのためには、それぞれが担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることや、子どもの読書活動に大きく関わっている市立図書館、公民館などの関係機関、読み聞かせ活動グループ等の読書活動推進団体が緊密に連携し、相互協力を図りながら、地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。

このような観点から、市は、家庭、地域、学校等、それぞれが相互に連携・協力して、子どもが進んで読書活動ができるよう、子どもの読書活動に関する情報の提供を行っていきます。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民が広く理解と関心を深める必要があります。

まず、大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めていくことや、子どもの成長に深く関わっている保護者、教職員、保育士などが読書活動に理解と関心をもつことが大変重要です。

このような観点から、市は、子どもたちの読書活動を推進するため、読書活動の意義や重要性についての普及・啓発を行っていきます。

第3章 家庭、地域、学校等における読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、乳幼児期から保護者が配慮していくことが大切です。家庭では、子どもへの読み聞かせや、子どもと一緒にする読書など、読書に対する興味や関心を引き出し、読書習慣が自然に身につくような働きかけが望されます。

(2) 現状と課題

① 子どもの生活環境は、情報メディアの普及・多様化によって大きく変化しており、読書を生活の中で意識的に習慣化していく必要があります。

保護者は、市立図書館、公民館で行われる「おはなし会」や親子を対象とした行事等への参加を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間をもてるよう、家庭で習慣づけることの重要性について理解を深めることが大切です。

② 親子で絵本に親しんでもらうため、離乳食教室や10か月児健診の会場（むつ会場）を活用して、ボランティアが読み聞かせに取り組み、また、3歳児健診の際にはボランティアが絵本を持参して紹介しており、参加した親子は、その場で好きな本を選び読んでいましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大したため令和2年度から感染症予防の理由により休止していました。しかし、感染症上の分類が5類へ変更したことから、令和5年度から徐々に再開しています。また、離乳食教室におけるボランティアによる集団での絵本の読み聞かせや分庁舎の乳幼児健診会場等における保育士による読み聞かせ、青森県が作成している小学校低学年までの各年齢層に応じたおすすめの絵本を紹介する小冊子を生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業等において配布するなど、これらの取組状況を踏まえて継続することが望されます。

(3) 市の施策

① 子どもの健やかな育成を支援する施設である「キッズパーク」では、保護者が子どもに読み聞かせできるような図書コーナーを設置しているほか、親子を対象とした行事を開催した際には、職員や読み聞かせボランティア団体が絵本、紙芝居等の読み聞かせを行っています。これらの取組を継続していきます。

② 地域の読み聞かせ活動グループ等の関係団体、子どもの読書活動が行われる施設（学校、幼稚園・保育園等、放課後児童クラブ、病院、地域子育て支援センター等）と連携し、子どもの読書活動を推進する取組の充実に努めています。

2 市立図書館における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における市立図書館の役割

- ① 市立図書館は、子どもにとって、多くの本と出会い読書の楽しさを知ることのできる場所です。また、保護者にとって、豊富な蔵書から子どものための本を選んだり、子どもの読書についての相談ができる場所です。
- ② 市立図書館は、絵本の読み聞かせや紙芝居などを行う「おはなし会」の実施、季節の行事や話題をテーマにした絵本の展示、子どもに薦めたい本のブックリストの作成など、子どもの読書に関する様々な機会や情報を提供する場所です。
- ③ 市立図書館は、子どもがいつでも読書に親しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動を推進するうえで中心的な役割を果たすことが求められています。そのため、子どもの読書活動を推進する団体等に対して活動場所や学習機会の提供、読書に関連する情報提供などの支援を行います。

(2) 現状と課題

【市立図書館における児童書の蔵書数】

平成28年度	令和4年度	比較
40,564冊	39,362冊	↓1,202冊、↓3.0%

【市立図書館における児童書の利用冊数】

平成28年度	令和4年度	比較
55,822冊	50,030冊	↓5,792冊、↓10.4%

【市立図書館における児童（12歳以下）延べ利用者数】

平成28年度	令和4年度	比較
9,171人	5,186人	↓3,985人、↓43.5%

※12歳以下住民登録人口

平成28年度末 5,691人

令和4年度末 4,431人 (↓1,260人、↓28.5%)

【市立図書館における生徒（13歳～18歳）延べ利用者数】

平成28年度	令和4年度	比 較
1,698人	563人	↓1,135人、↓66.8%

※13歳～18歳住民登録人口

平成28年度末 3,248人

令和4年度末 2,510人（↓738人、↓22.7%）

※むつ市立図書館「運営の現況」による。

① 図書館資料の整備・充実

市立図書館においては、児童書の蔵書を増やすなど読書環境の充実に努めています。子どもが、読みたい本を豊富で多様な図書の中から自由に選択することができるよう、蔵書の実態を把握しながら、計画的に整備し充実を図ることが望れます。

② 読書活動を推進する取組の充実

子どもの人口が減少していることもあります。また、延べ利用者数も減少しており、特に13歳から18歳に当たる年齢の利用者数が減少しています。そのため、子どもの読書活動を推進するための取組をさらに充実させることができます。

ア 幼児や児童を対象に、絵本の読み聞かせや紙芝居などのおはなし会をボランティアと図書館職員が毎週実施しています。また、子どもの読書週間を含め、春、夏、秋、冬に大きなおはなし会を実施しています。

今後もブックトークなどにより、児童の読書の選択肢を広げることが望されます。また、乳児とその保護者を対象に、赤ちゃん絵本の読み聞かせの機会を拡充することが望れます。

イ 児童専用カウンターに職員を交替で配置して、定期的に企画展を実施し、子どもたちの読書へのきっかけづくりに努めていますが、子どもたちが気軽に読書相談できるよう、また、それに十分応えられるよう専任職員の養成及び配置が望れます。

ウ 読書内容が児童書から一般書に移行する年代の中学生・高校生のためにティーンズブック・職業案内図書コーナーを設置しています。このコーナーの利用促進と充実を図るために、選書や紹介を積極的に行っていくことが望れます。

③ 貸出サービスの充実

市立図書館から離れている地域には、学校を主なステーションとして、移動図書館車（ブックモービル）を運行しています。また、学校、幼稚園・認定こども園・保育園等に団体貸出を実施するとともに、より多くの本との出会いのために、希望する学校に県立図書館から協力図書の一括貸出（1年間）を利用して、貸し出しています。これらのサービスをもっと広範囲に知らせていくことが望れます。

④ 職員の資質向上

図書館職員は、子どもの読書意欲を促したり、子どもや保護者の読書に関する相談に応えられるように、児童書についての十分な知識と経験が求められることから、職員研修の充実が望れます。

⑤ 学校図書館との資源共有化の促進

ア 学校図書館との資源共有化

インターネットによる市立図書館の蔵書検索が可能になったことにより、子どもの多様な興味・関心に幅広く応えることができるようになりました。今後も市立図書館と学校図書館との資源共有化を推進することが望れます。

イ 団体貸出の活用

市立図書館の団体貸出について、更なる周知を図り、学校での読書活動や調査活動に活用できる資料や読み聞かせ用の大型絵本等の充実に努めることが望れます。

⑥ 学校との連携

図書館の意義や役割についての理解を深めるため、学校の施設見学や職場体験を積極的に受け入れています。調べ学習も含め、より効果的な体験するために、学校との連携をより一層図っていくことが望れます。また、学校からの求めに応じ、学校図書館の環境整備や図書資料の充実のために、市立図書館からの的確なアドバイス等をしていくことも望れます。

(3) 市の施策

- ① 乳幼児・児童・生徒と変化する年齢層の読書要求に応えられるような図書館資料の収集に努めます。
- ② いつでもどこでも自由に子どもが読書を楽しめるように、市立図書館の本館と分館の連携を図るとともに、市内一円に移動図書館車（ブックモービル）を運行し、貸出サービスの充実に努めます。
- ③ 子どもたちが多くの本と出会えるように、企画展示やブックリストの作成など、読書のための情報を提供します。

- ④ 広報むつやホームページ、LINE 等の SNS を活用し、図書に関する情報や、「おはなし会」の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報を提供します。
- ⑤ 子どもの読書活動を推進していくために、市立図書館から学校図書館への貸出図書の更なる充実を図り、読み聞かせ団体等ボランティアによる子どもたちへの読み聞かせ等の実施、調べ学習のために学校図書館との連携・協力体制の充実を図ります。
- ⑥ 学校、幼稚園・保育園等と連携し、より良い子どもの読書環境の整備や、障がいのある子どもに配慮した読書活動の工夫に努めます。また、子どもの読書活動を推進する団体等と協力し、幼児からの読書や親子での読書が促進されるよう努めます。

3 読み聞かせ活動グループ等における読書活動の推進

- (1) 子どもの読書活動の推進における読み聞かせ活動グループ等の役割
 - ① 子どもが読書に親しむための様々な機会の提供を行います。
 - ② 乳幼児期の親子読書を推進するために、関係機関と協力し様々な機会の提供を行います。
 - ③ 学校、幼稚園・保育園等、放課後児童クラブ、病院、地域子育て支援センター等、社会教育団体や施設等の要請により、読み聞かせ活動者を派遣し、子どもの読書活動の支援を行います。
 - ④ 子どもの読書活動の推進を図り、読み聞かせ活動をより充実させるために、情報交換や研修会などを行います。
 - ⑤ 現在、読み聞かせ活動グループ 3 団体が図書館本館で毎週土曜日の午前中に読み聞かせを実施しています。しかし、構成員の高齢化や人員の減少、新規担い手の育成等といった課題があるため、今後の活動支援についても検討しています。
- (2) 市の施策
 - ① 多様な読み聞かせ活動が行えるよう、児童書や読み聞かせに関する図書を充実させるよう努めます。
 - ② 読み聞かせ研修会等を開催し、読み聞かせボランティアの輪を広げ、学校、幼稚園、保育園等、放課後児童クラブ、病院、地域子育て支援センター等、社会教育団体や施設等との間にあって、相互の情報交換ができるよう努めます。

4 学校における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

- ① 学校においては、各教科、道徳科、特別活動及び総合的な学習の時間を通じて、様々な読書活動が行われています。読書は、児童生徒の知的な活動を増進し、人間形成や情操を育む上で大きな役割を担っています。小中学校の各段階において、読書に親しむ態度や読書習慣を育成するために、子どもの豊かな読書経験の機会を充実させることが重要です。
- ② 朝の読書や読み聞かせ活動など、具体的な読書活動の取組を設定したり、推薦図書コーナーや読書週間を設けるなど、読書に親しむ環境づくりをすることが大切です。また、家庭にも読書の必要性などを働きかけ、読書に対する意識の高揚を図ることも有効な手段です。
- ③ 学校図書館は、児童生徒が自由に読書活動を楽しみ、創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こすため、豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。
- ④ 子どもの読書活動を推進していくため、教職員が読書活動の意義について理解を深めることが極めて重要です。そのため、学校における読書活動推進の校内体制づくりがなされるとともに、読書指導の方法や学校図書館の活用をはじめとした取組に関する情報交換や研究協議などを行い、意識の高揚を図っていく必要があります。

(2) 現状と課題

【学校図書館の平均蔵書数】

	平成 28 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日	比較
小学校	5,503 冊	5,253 冊	↓ 250 冊、↓ 4.5%
中学校	6,549 冊	6,730 冊	↑ 181 冊、↑ 2.8%

【学校図書館図書標準の達成状況】

① 標準の 50% に満たない学校数

	平成 28 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
小学校	2 校	2 校
中学校	1 校	1 校

② 達成している学校数

	平成 28 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日
小学校	1 校	2 校
中学校	2 校	4 校

③ 達成している学校の割合（達成している学校数／全学校数）

	平成 28 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
	全 国	青森県	むつ市	全 国	青森県	むつ市
小学校	66.4%	45.8%	7.7%	71.2%	46.6%	15.4%
中学校	55.3%	36.3%	22.2%	61.1%	47.1%	44.4%

※学校図書館図書標準とは

公立義務教育諸学校における学校図書館の目標とする蔵書冊数のこと。

【全校一斉の読書活動を実施している学校数】

	平成 28 年 3 月 31 日		令和 5 年 4 月 1 日	
	学校数	うち朝読書を実施	学校数	うち朝読書を実施
小学校	12 校	8 校	12 校	7 校
中学校	8 校	7 校	9 校	7 校

【ボランティアと連携している学校数】

	平成 28 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日
小学校	8 校	7 校
中学校	0 校	0 校

※ボランティアとは

主に読み聞かせ等の読書活動の支援や図書の整理や修繕に係る協力

【市立図書館と連携している学校数】

	平成 28 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日
小学校	10 校	7 校
中学校	1 校	0 校

※連携とは

市立図書館から学校図書館への図書館資料の貸出を主としたもの

※平成 28 年 3 月 31 日現在の小学校数 12 校
令和 5 年 3 月 31 日現在の小学校数 12 校
平成 28 年 3 月 31 日現在、令和 5 年 3 月 31 日
現在の中学校数 9 校
※「学校図書館の現状に関する調査」による。

① 図書の整備・充実

令和元年度末において学校図書館図書標準を達成している学校は、小学校 12 校のうち 2 校 (16.7%)、中学校 9 校のうち 4 校 (44.4%) であり、青森県平均の小学校 46.6%、中学校 47.1% を下回っています。

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な図書を整備・充実させていくことが必要です。

また、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等において多様な教育活動を展開していくためにも、図書を充実していくことが求められています。

このため、各学校において自校の図書の充実に取り組むことはもとより、他校の学校図書館や市立図書館などと連携して、学校を越えた図書の共同利用化を図ること、また、司書教諭同士の情報交換を密にし、特色ある図書館づくりのための計画的な図書購入を進めることも必要です。

② 学校図書館の機能の整備・充実

ア 学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭等が中心となり、教職員や保護者などが連携・協力して運営し、それぞれの立場から学校図書館の機能の充実を図っていくことが必要です。

イ 子どもたちが学校図書館を計画的に利用し、主体的、意欲的に読書活動や学習活動ができるよう、昼休み、放課後、長期休業中など、できるだけ多く学校図書館を開館するとともに、子どもたちがじっくりくつろいで読書ができる空間をつくることが必要です。

また、読もうとする図書を探し出しやすいように、配置や案内を工夫したり、各種掲示物の充実を図るなど、図書を通したいろいろな情報を得られるような環境づくりも必要です。

③ 情報化の促進

自校の学校図書館だけではなく、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等を図るため、学校図書館にコンピュータを整備し、校内 LANへの接続によるネットワーク化や他校の学校図書館や市立図書館等とネットワーク化することも必要です。

④ 司書教諭を中心とした教職員間の協力体制の推進

学校図書館の司書教諭については、令和5年度において、12学級以上の小学校5校、中学校1校には全て配置されています。

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的役割を担うものです。しかし、ほとんどの司書教諭は学級担任や他の校務分掌も兼任しているため、図書館業務に当たる時間を十分に確保することが難しい状況です。そのため、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制を確立したり、校務分掌上の配慮をするなどの工夫が必要です。また、司書教諭を補佐し学校図書館運営全般に携わる専任の学校司書の配置についても、検討していくことが必要です。

さらに、11学級以下の学校においても、司書教諭の配置や学校図書館担当教諭の計画的な配置がなされ、読書活動推進のコーディネーターとして活動できるよう体制を整えることが望まれます。

⑤ 読書活動の推進

ア 校内一斉読書の推進

「朝の読書」は、学校において毎日一斉に好きな本を読むことで、子どもの読書活動の習慣化や、聞く・話す・読む・書く力を養成することに有効であると考えられています。朝の読書や読書週間など、校内一斉読書をさらに推進するとともに、「読書ノート」や「読書マラソン」などの記録の工夫や「読書新聞」や「読書クイズ」などの表現の工夫など、特色ある読書活動を開発し、読書時間の確保などを図っていくことが必要です。

イ 児童・生徒による読み聞かせ

子どもは、本を読んであげたり読んでもらったりする体験を通して、読書の楽しさを味わうことができます。児童生徒が、学級活動や総合的な学習の時間、ボランティア委員会や図書委員会等の活動の中で、読み聞かせ活動の取組をすることも読書活動の推進に有効です。

⑥ 読書指導の充実

ア 読書指導の充実

子どもが、読書の楽しさや良さを味わえるよう、校内の協力体制・仕事の分担上の工夫を行うとともに、推薦図書等のリストの紹介、図書委員会の活性化、優秀感想文や読書意欲の高い児童生徒の紹介や表彰、学級文庫や廊下文庫の充実等によって、指導の工夫や取組に努めることが望されます。

イ 障がいに配慮した読書指導

障がいのある子どもへの読書指導については、読書を進めやすいように、活動内容の工夫に努めることができます。例えばペーパーサート（棒に2枚の絵を張り合わせた人形を使って行う簡易人形劇）、パネルシアター（パネル

板に、お話の背景や、絵を描いて切り取った登場人物を貼ったり、裏返したりしながらお話を語ること)、エプロンシアター(人が身につけたエプロンを舞台としてお話を語ること)、プロジェクター、大型絵本、仕掛け絵本、歌の活用等、子どもの興味・関心に訴える読書指導、読み聞かせ活動を推進することなどです。

⑦ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

ボランティアの活動内容は、主に読み聞かせ等の読書活動の支援をしているほか、図書の整理や修繕に係る協力をしています。令和5年度において、ボランティアの協力を得ている学校は、小学校7校で、中学校ではありませんでした。

ア 子どもの読書活動を推進するため、保護者や地域の読み聞かせボランティアと連携し、学校と保護者、地域が一体となって、子どもの読書活動の一層の推進を図っていくことが必要です。

イ 児童生徒に対する読み聞かせや、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動等、保護者、地域のボランティアの協力を得ながら学校における読書活動を充実させていくことが必要です。

ウ 地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域のボランティア等の協力を得ながら、平常の教育活動に支障のない範囲で学校図書館を開放し、読書活動を推進していくことが望されます。

⑧ 市立図書館との連携

市立図書館から学校図書館への図書館資料の貸出を主とした連携を行っており、令和4年度末において、市立図書館と連携している学校は、小学校5校、中学校0校でした。今後も引き続き連携を図り、児童生徒の多様な興味・関心に応えるような図書館資料の貸出や、読書活動の推進につながる取組を推進することが必要です。

(3) 市の施策

① 児童生徒の主体的な学習活動を支えるとともに、読書活動を通じて子どもの人間形成や情操を育む場としての学校図書館の役割にかんがみ、蔵書の整備に努めます。

② 子どもたちの豊かな人間性の育成を図り、知的活動を増進するための読書活動が、全ての学校において推進されるよう指導・助言に努めていきます。

③ 市立図書館と学校図書館、また学校図書館間の連携を強化し、情報共有や図書の有効活用に努めます。

5 幼稚園・保育園等における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育園等の役割

- ① 乳幼児期からの読書を習慣づけるため、幼稚園・保育園等においても、子どもが絵本等に親しむ機会をつくるなどの活動を積極的に行なうことが大切です。
- ② 子どもが安心して図書に触れることができるスペースの工夫や、保護者やボランティア等との連携・協力によるおはなし会などを行い、子どもが絵本等への興味を示せるような環境づくりを進めることができます。
- ③ 子どもが絵本等の楽しさと出会うため、職員や保護者も、読み聞かせ活動グループの実演に子どもと一緒に触れるなど、読書の大切さや意義について理解を深めていくことが望されます。

(2) 現状と課題

【読み聞かせを行っている幼稚園・保育園等】

実施している	うち毎日実施
23 施設	22 施設

※令和5年6月、市内幼稚園・保育園等23施設に調査。
(むつ市子ども家庭課)

幼稚園・保育園等では、日常の活動の中で読み聞かせが行われており、今後も継続して実施していくことが必要です。

(3) 市の施策

- ① 幼稚園・保育園等の求めに応じて、子どもの発達段階に応じた図書の選び方に関する助言などの支援を行います。
- ② 幼稚園・保育園等の求めに応じて、読み聞かせ活動グループの紹介や情報提供を行います。

第4章 子どもの読書活動の推進・支援体制の整備

1 推進・支援体制の整備

- (1) 子どもの読書活動の推進に当たっては、市の関係部局や関係団体等と密接な連携をとりながら、子どもの読書活動を推進するための具体的な方策についての検討、情報交換等を行うなど、総合的な推進体制の整備に努めます。
- (2) 地域の子どもの読書活動を推進する団体等と連携し、学校、幼稚園・保育園等、放課後児童クラブ、病院、地域子育て支援センター等、読み聞かせ活動の受け入れを希望する児童福祉施設等に対する支援を通じ、子どもの読書活動の推進に努めます。
- (3) 子育てサークル、PTA等、子どもに関わるあらゆる団体の要請に応じて、子どもの読書活動の推進に係る情報の提供や、読み聞かせ活動グループの紹介等の支援に努めます。

2 普及啓発

(1) 子ども読書活動啓発事業の推進

- ① 「子ども読書の日」を中心とした全市的な啓発事業の推進
「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。

市ではこの日に関連する事業として「はるのひのおはなし会」等を実施していますが、これらの取組をさらに拡げていくため、地域、学校、幼稚園・保育園等、関係団体等との連携を図りながら、より充実した啓発事業が展開されるよう働きかけます。

② 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動に関する情報を収集するとともに、多くの人々がこれら情報を容易に接し、活用できるよう、ホームページ上に子どもの読書活動に関する記事を掲載するなど、関連情報の提供を行っていきます。

③ 保護者への意識啓発・情報発信の充実

子どもの読書活動の重要性を保護者に認識してもらうため、親子の読み聞かせの奨励や子どもが読書に親しむ機会をつくることの大切さ、推薦図書の周知などを図ります。

(2) 優良な図書の普及

子どもの健全な発達のために優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で大変重要であることから、関係機関、団体等と連携し、子どもに読ませたい本を学校、幼稚園・保育園等、市立図書館、児童福祉施設等で紹介するなど、優良な図書を家庭・地域に周知していきます。

〈資料1〉

子どもの読書活動の推進に関する法律
平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心を理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。